

秋田弁護士会所属会員弁護士殺害事件に関する会長声明

平成22年11月4日午前4時5分ころ、秋田弁護士会所属の津谷裕貴弁護士が、自宅に不法に侵入してきた男に刃物で刺され死亡するという事件が発生した。

報道によれば、逮捕された男は、津谷弁護士がかつて受任した離婚事件の相手方であった者であり、逆恨みから殺害に及んだというものであって、本事件は業務妨害事件である可能性が高い。このような犯罪は、司法の場での解決をないがしろにする卑劣なものであって、社会正義の実現と基本的人権の擁護を使命とする我々弁護士全てに向けられた重大な挑戦というほかなく、断じて許されるものではない。

津谷弁護士は、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会の委員長という要職にあり、消費者問題全般について高い見識を持ち、まさに消費者保護の最前線で激務をこなされていた。平成10年8月に、当釧路の地において先物取引被害全国研究会が開催されたのも、同研究会の中心であった津谷弁護士の協力なくしては成しえなかったものである。我々は、かけがえのないリーダーを失ったのであり、誠に痛恨の極みである。

当会は、亡くなられた津谷弁護士のご冥福を心から祈り、ご遺族に対して謹んで哀悼の意を表するとともに、蛮行に及んだ男の行為を強く非難し、今後も弁護士業務に対する妨害行為に対して一步も引かず、弁護士の使命を全うし、毅然とこれに立ち向かい続ける決意である。また、暴力により自己の主張を実現しようとする風潮が広がることの無いように一層の努力をすることを表明するものである。

2010年（平成22年）11月15日

釧路弁護士会

会長 永井哲男